

件名	宗教法人宝徳院による墨田区東向島四丁目20番8号における納骨堂事業の許可申請に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区東向島 東向島4丁目の生活環境を守る会 代表 A			
受理年月日	平成30年1月31日	受理番号	第1号	
<p>要旨</p> <p>宗教法人宝徳院(以下、「宝徳院」という。)による4,157基という規模の自動搬送式納骨堂事業の許可申請に関し、永続性・非営利性を確保するための経営主体としての適格性について、区が定める「納骨堂の許可に関する審査基準」に基づき、厳正な審査と調査をしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>平成27年11月24日付けで提出した「宗教法人宝徳院による墨田区東向島四丁目20番8号における納骨堂事業の許可申請に関する陳情」は、平成27年第4回墨田区議会定例会での審査において、「納骨堂経営許可申請がまだ提出されていない」、「もう少し調査したい」とのことから継続審査となりました。</p> <p>その後、宝徳院は、平成28年3月に納骨堂経営許可申請書類を区に提出しましたが、保健所の指導にも関わらず、この申請に必要な書類がいまだにそろっていないそうです。</p> <p>また、宝徳院は、納骨堂の建設資金について、「信者からの寄付」と説明しており、宝徳院からの書面には「適法な形で建設資金及び運転資金を準備している」とありますが、非営利性について疑われます。</p> <p>近年、乱立する自動搬送式納骨堂は、「天候に関係なくお参りができ、格安、駅が近く利便性の高い墓地」として広告されていますが、それは宗教法人が将来にわたり機能し、経営が成り立っての話です。</p> <p>「納骨堂の許可に関する審査基準」には、「中長期的需要見込みが十分行われていること」、「中長期的収支見込みが適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること」等があります。区内には、数千基単位の納骨堂がすでに数箇所あり、供給過剰気味と思われます。また、自動搬送機械の保守点検費、冷暖房費、中長期修繕費等は、利用者から預かる維持・管理費に関わらず必要となりますので、永続性を確保するためにも慎重な調査と厳正な審査がされるよう望みます。</p> <p>この納骨堂事業を許可した結果、経営主体が霧散し、遺骨のみが残されるようなことがないよう、そして残された遺族の思いを大切にするためにも、お願いいたします。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				

